

調 査 ・ 研 修 報 告 書 (会派個人用)

会派名： きずな

報告者： 林 高正

㊦

実施場所：東京都衆議院第一議員会館会議室 林野庁森林利用課・国交省地籍課	実施日：平成 30 年 7 月 19 日
<p>■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など）</p> <p>庄原市の地籍調査の状況は、調査済みが僅か 18%です。市の面積の 84%を占める山林部の地籍については殆ど手付かずの状態ですので、山から木が出ない最大の要因と言えます。山の図面は未だに団子図（団子を重ねた様）であり、境界も不明確で、殆どは登記もつけられていません。</p> <p>そこで、山を所管する林野庁と地籍を担当する地籍課との合同勉強会を企画しました。</p>	
<p>■参考とすべき事項</p> <p>地籍課の基本的考え方は、林野庁の境界明確化事業を活用して地籍調査も一緒に実施したら予算も時間も効率的に使えるというものですが、林野庁の見解は全く異なっていました。2020 年 5 月より地籍調査のやり方が大きく変わることは既に概要については発表されていますが、林野庁は蚊帳の外とまでは言いませんが、自分たちの予算を死守する姿勢のみが目立ちました。つまり、これまで自分たちで測量している図面は、基本的に地籍には活用できないのです。</p> <p>現在、政府は猛烈な勢いで地籍に関する法律の改正や新たな法律を委員会等で審議しています。画期的な取組として、場合によっては立会は必要なくなりますし、レーザーや衛星による測量が導入されます。何故なら、これまでの方法では広島県の場合、地籍が確定するには 150 年以上かかっても無理だろうと言われているのです。</p>	
<p>■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など）</p> <p>庄原市は、国交省地籍課が推奨するリモートセンシング技術を活用した地籍調査を早期に導入すべきと考えます。そのためには、喧嘩する必要はないのですから、林務と地籍が手を結ぶ必要がありますが、問題は仲人です。</p> <p>そうです、議会が試される時がやってきました。議会として地籍調査に関する政策を立案して執行者に提案しましょう。山の地籍を確定すれば手が付けられなかった山の防災対策も一気に進みます。つまり、山の構造改善をするのです。農業構造改善事業も最初は抵抗勢力ばかりで難航したそうですが、今では庄原市は広島県の先進事例となっています。</p> <p>政治は夢の実現と私は考えています。「できない」を「できる」に変えましょう！</p>	

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。

平成 30 年 7 月 24 日

調 査 ・ 研 修 報 告 書 (会派個人用)

会派名： きずな

報告者：徳永泰臣

㊦

実施場所：衆議院議員会館会議室	実施日：平成 30 年 7 月 1 9 日
■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など） ○ 庄原市の森林境界確認、地籍調査の現状と今後の方向性について、林野庁・国交省の職員さんと研修を行った。	
■参考とすべき事項 ○林野庁からは、これまでの森林整備地域活動支援交付金制度を活用した、森林集約化の取り組みを応援し、その為に森林経営計画作成による、森林境界の明確化を進めていく。 ○国交省からは、地籍調査を進めるために所有者円滑化法等を整備し、地籍調査を円滑にすすめていく。新しい方法では立会を省略するなど、法整備も含めて来年 2 月には一定の方針を出すとの事でありました。	
■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など） ○国交省からは来年 2 月には一定の方針を出すとの事であるので、本市としてもその為の準備、情報収集を行っていく必要はあると思う。	

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。

調 査 ・ 研 修 報 告 書 (会派個人用)

会派名：きずな

報告者：桂 藤 和 夫 ㊦

実施場所：森林吸収源対策・地籍調査についての調査（衆議院議員会館会議室）	実施日：平成 30 年 7 月 19 日(木)
<p>■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など） 〈於：衆議院第 1 議員会館 1 階 第 5 会議室〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課 国土調査企画官 福田 恭平 “ “ “ “ 企画専門官 渡部 金一郎 “ “ “ “ “ 課長補佐 池頭 淳一 ・農林水産省 林野庁 森林整備部 森林利用課 森林利用指導班 課長補佐 島田 賢司 “ “ “ “ “ “ 利用調整係長 鶴見 仁 ・庄原市議会…林 高正、徳永 泰臣、桂藤 和夫、横路 政之 	
<p>■参考とすべき事項</p> <p>〈国交省〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月に伺った時とあまり進展はなかったが、マニュアルについては5月末に制定され、都道府県を通じて市町村にお知らせしていることとリモート最新技術を使った林地部の地籍調査が実施できる状況になっていた。 ・地籍については再来年の第7次10ヵ年計画の策定に向けて調査等の段階で山林を含めいろいろな検討が行われているところで、6月に国交省が提出した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が成立し、所有者不明土地問題は政府を挙げて林野庁、法務省などの関係省庁が一体となって取り組むようになっていた。6月1日には関係閣僚会議も開かれ基本方針についての話し合いが行われ、地籍調査については一部の所有者が不明な場合を含めて調査を円滑かつ迅速に進めるよう考えようということで、来年2月までに方向性を出される模様である。 ・山村部の地籍調査の加速化についても進まない中で新しい方向を模索し、こちらも来年2月までに詰めていきたいということであった。 <p>〈林野庁〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原市では林業・木材産業成長産業化促進対策の中の森林整備地域活動支援交付金等を東城、西城森林組合で平成27年度から国費だけで毎年600～1,000万円使っている。 ・平成30年度予算では林業・木材成長産業化促進事業の中に持続的林業確立対策があるが、わかりにくい。交付金も昨年度と変わっていなかったが、支援の対象者(交付対象者)について今年度から市町村も加えられていた。法律が変わり来年から新しい森林管理システムが導入されることとなっていた。 	
<p>■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など）</p> <p>※これからのいろいろ協議されていくと思うが、省庁間の連携がまだうまくいっていないと感じられた。</p> <p>※本市がモデル地区になるためには県とタッグを組み、県の関係部局と協議を重ねていく必要があり、そうなれば必ず全国13番目の広さを持ち、森林面積が84%である本市の活性化につながるものであると思うので、是非とも実現していただきたい。</p>	

※ 調査・研修終了後、一週間以内に会派事務局へ提出してください。